

次のとおり公募に付する。

令和 6 年 5 月 7 日
岩手県知事 達増 拓也

1 公募に付する事項

令和 6 年度重層的支援体制の構築に向けた人材養成事業委託 一式

2 応募要件に関する事項

- (1) 県内に主たる事務所を有する法人又は団体で、過去に福祉分野における研修事業について、地方公共団体から業務委託を受けた実績を有するなど、地域福祉を担う人材養成の実施に十分な能力及び体制が認められること。
- (2) 当業務の遂行に当たり、県の要請に応じ迅速かつ円滑に事務処理ができること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (6) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ 県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8)に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止を受けていない者であること。
- (10) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 業務の内容

別紙「令和6年度重層的支援体制の構築に向けた人材養成事業仕様書」のとおり

4 応募手続等

(1) 募集期間

令和6年5月8日（水曜日）から令和6年5月17日（金曜日）17時まで（必着）

(2) 応募手続等

次に示す書類を「7 応募・照会等窓口」に記載する担当窓口へ直接持参又は郵送すること。

ア 提出書類

別紙様式「参加意思確認書」及び関係書類 各1部

イ 受付時間等

受付曜日は月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

5 契約予定人の選定方法

要件を満たす応募者が1者の場合は、当該応募のあった者を「契約予定人」とし、複数の場合には企画競争に移行する。

また、契約予定人となった場合は、別途見積書を提出し、県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなるので、契約予定人となったことによって契約を確約するものではないこと。

6 応募要件の無効

要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

7 応募・照会等窓口

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県保健福祉部地域福祉課生活福祉担当

電話 019-629-5423（直通）